

合併処理浄化槽設置補助制度について

※筑前町浄化槽指導要綱及び筑前町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱より一部抜粋

筑前町では、生活排水による公共用水域（河川や水路など）の水質汚濁を防止するため、水洗化の普及を促進しています。

合併処理浄化槽設置補助制度は、公共下水道等の事業計画区域外において、合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付する制度です。

1.補助対象

（１）筑前町全域（公共下水道事業及び流域下水道事業の認可区域並びに農業集落排水事業計画地区を除く。例外あり。）

2.補助対象とならない場合

（１）浄化槽法第 5 条第 1 項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者

（２）専用住宅等又は土地を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの

（３）販売目的の専用住宅等に浄化槽を設置する者

（４）その他町長が不相当と認める者

（５）20 人槽を超えた人槽

3.補助金額

補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表の左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の中欄又は右欄に定める額が限度となります。

別表（第 4 条関係）

人槽区分	補助限度額（地区内）	補助限度額（地区外）
5 人槽	332,000 円	344,000 円
6 人槽	373,000 円	409,000 円
7 人槽	414,000 円	450,000 円
8 人槽	458,000 円	510,000 円
9～10 人槽	548,000 円	600,000 円
11～15 人槽	743,000 円	743,000 円
16～20 人槽	939,000 円	939,000 円

※この表において、「地区外」とは公共下水道事業及び流域下水道並びに農業集落排水事業の計画地区外をいい、「地区内」とは地区外を除く町全域をいう。

4.手続きの方法

補助金の交付を受けるための手続きは次のとおりです。

(1) 誓約書（様式第1号、第6条関係）及び浄化槽設置事前協議書（様式第2号、第6条関係）の提出

※誓約書については裏面に印鑑証明書1通を貼付すること。

事前協議による浄化槽の設置が適当であると認める場合には、浄化槽設置事前協議済書（様式第3号、第6条関係）を交付



(2) 補助金交付申請書（様式第1号、第5条関係）の提出

審査後、交付する場合：補助金交付決定通知書（様式第2号、第6条関係）の通知

交付しない場合：補助金不交付通知書（様式第3号、第6条関係）の通知



※補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、変更承認申請書（様式第4号、第7条関係）を提出

審査後、変更を認める場合は変更承認通知書（様式第5号、第7条関係）の通知



(3) 浄化槽の工事



(4) 実績報告書（様式第6号、第8条関係）の提出

報告書の審査及び町職員による現地検査により、補助金の交付内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合、補助金交付確定通知書（様式第7号、第9条関係）により通知



(5) 補助金交付請求書の提出

補助金の交付（指定の銀行口座に振り込み）

補助金交付申請書などの書類（申請書及びその他要綱に記載のある添付書類など）は、上下水道課窓口へ直接提出していただく必要があります。

5.注意事項

- (1) 浄化槽設置後の補助金交付申請は認められませんので、必ず工事着工前に申請してください。
- (2) 補助制度の予算には限りがありますので、補助の条件を満たしていても補助金を交付できない場合があります。
- (3) 実績報告書の提出が申請年度の3月25日を超える場合は、補助金の交付ができません（交付の翌年度繰り越しは認められません。）申請及び浄化槽設置工事のスケジュールは、十分に余裕を持って実施してください。
- (4) 補助制度の詳しい内容については、上下水道課工務係（0946-22-3361）までお問い合わせください。

6.浄化槽の維持管理

浄化槽が正しく機能するためには、適正な維持管理が大切です。

浄化槽法では、保守点検、清掃、定期検査をそれぞれ定期的を実施するよう義務付けられています。

(1) 保守点検

筑前町に登録した浄化槽保守点検業者との委託契約をお願いします。

機械の点検及び調整並びに補修や消毒薬の補給などを行います。

家庭に設置されている浄化槽であれば、4か月に1回以上の保守点検の実施が必要です。

(2) 清掃

筑前町が許可した浄化槽清掃業者との委託契約をお願いします。

浄化槽内にたまった汚泥などを抜き取る作業や内部設備を洗浄します。

浄化槽の清掃は、年に1回以上の実施が必要です。

(3) 定期検査

保守点検業者や清掃業者に手続きの代行を依頼することができます。

設置後最初（使用開始後3か月から5か月の間）の検査（7条検査）と毎年実施する検査（11条検査）があり、いずれも指定検査機関が実施します。